（災害見舞金）

第百十七条　法第七十三条の規定により災害見舞金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した災害見舞金請求書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員証の組合員等記号・番号

［三～五　略］

［2　略］

（高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出）

第百十九条の二　組合員は、組合員又はその被扶養者が高齢者の医療の確保に関する法律第五十条第二号に該当する者となつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。

一　組合員証（認定を受けた者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号

［二・三　略］

［2　略］

（介護保険第二号被保険者の資格の届出）

第百十九条の三　組合員は、組合員又はその被扶養者（四十歳以上六十五歳未満の者に限る。次条において同じ。）が介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十一条第一項に該当したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員証（被扶養者にあつては、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号

［三　略］

第百十九条の四　組合員は、組合員又はその被扶養者が介護保険法施行法第十一条第一項に該当しなくなつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員証（被扶養者にあつては、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号又は個人番号

［三　略］

（療養の給付等に関する記録の提供）

第百十九条の六　組合は、法第百十二条第一項第一号に規定する組合員等の求めに応じ、当該組合員等の健康の保持増進のため必要な範囲内において、当該組合員等に対し、当該組合が保有する当該組合員等が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第百二十六条第二項において同じ。）により提供することができる。

（厚生年金保険給付の請求等）

第百二十条　この節に規定するもののほか、厚生年金保険給付（組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会。以下この条、次条第一項、第百二十三条、第百二十五条第三号及び第百二十七条において同じ。）が支給するものに限る。以下この款において同じ。）又は厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金（組合が支給するものに限る。）に係る

（災害見舞金）

第百十七条　［同上］

［一　同上］

二　組合員証の記号及び番号

［三～五　同上］

［2　同上］

（高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出）

第百十九条の二　［同上］

一　組合員証（認定を受けた者が被扶養者であるときは、組合員被扶養者証を含む。）の記号及び番号又は個人番号

［二・三　同上］

［2　同上］

（介護保険第二号被保険者の資格の届出）

第百十九条の三　［同上］

［一　同上］

二　組合員証（被扶養者にあつては、組合員被扶養者証を含む。）の記号及び番号又は個人番号

［三　同上］

第百十九条の四　［同上］

［一　同上］

二　組合員証（被扶養者にあつては、組合員被扶養者証を含む。）の記号及び番号又は個人番号

［三　同上］

［新設］

（厚生年金保険給付の請求等）

第百二十条　［同上］